

鳥取市子育て短期支援専用人員配置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市子育て短期支援専用人員配置事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）及び平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日付け20文科発第1279号文部科学省初等中等教育局長、雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国管理運営要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、本市が実施する鳥取市子育て短期支援事業実施要綱（平成15年4月1日施行）第2条各号に定める事業（以下「子育て短期支援事業」という。）の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケア（子育てから一時的に解放され休養を取るための支援をいう。）の必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業に専従する職員の配置を支援することによりこれらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鳥取市子育て短期支援事業実施要綱第2条に定めるすべての事業を児童養護施設及びファミリーホーム（以下「実施施設」という。）において、鳥取市の委託を受けて実施する者で、他の業務に従事（兼務を含む。）することのない鳥取市子育て短期支援事業に従事する専従職員（以下「専従職員」という。）を実施施設に1名以上配置する者とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、専従職員の配置に要する別表第1項に掲げる費用とする。

(補助金の額の算定及び交付)

第5条 本補助金は、別表第1項に掲げる補助対象経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第3項に掲げる補助率を乗じて得た額（同表第2項に掲げる額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた額とする。）の合計額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1号、第2号及び第4号に規定する交付申請書に添付する書類を次に掲げるものとし、市長に提出しなければならない。

- (1) 鳥取市子育て短期支援専用人員配置事業計画書（様式第1号）
- (2) 鳥取市子育て短期支援専用人員配置事業 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 本補助金に係る補助対象経費と重複し、国縣市等の本補助金以外の補助事業に申請することはできない。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付の条件）

第7条 市長は、本補助金の交付の決定をする場合においては、本補助金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当しないにもかかわらず、子育て短期支援事業の利用の受け入れを拒否した場合には、本補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部に相当する金額の返還を命ずる旨を条件として付すものとする。

- (1) すでに子育て短期支援事業の利用定員を満たしている場合
- (2) 専従職員が従事できず、受け入れに必要な体制が整わない場合
- (3) 天災その他の事情により、社会通念上事業を実施することが困難と認められる場合
- (4) その他市長が認めた場合

（補助事業等の変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

（着手届の提出）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（補助金の交付）

第10条 規則第11条第1項ただし書の規定により、本補助金の全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

（実績報告の提出）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、同条第1号、第2号及び第4号に規定する実績報告書に添付すべき書類を次に掲げるものとし、これらを添えて行わなければならない。

- (1) 鳥取市子育て短期支援専任人員配置事業報告書（様式第1号）
- (2) 鳥取市子育て短期支援専任人員配置事業 収支決算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告は、補助事業の完了後1月以内又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返

還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(鳥取市要保護児童対策地域協議会との連携)

第12条 補助事業者は、鳥取市要保護児童対策地域協議会との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、健康子ども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

| | |
|---------------------------------|--|
| 1 補助対象経費 | (1) 職員俸給、諸手当 職員基本給、職員特別給与(賞与)、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等 (2) 臨時に雇用する職員の賃金 (3) 社会保険料 健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料 (4) その他 職員の健康診断に要する費用その他職員配置に要する費用 |
| 2 限度額 | 1 施設当たり年額6,433,000円 |
| 3 補助率 | 10/10 |
| 備考 この補助事業は、国管理運営要領に基づいて行うものとする。 | |

様式第1号（第6条、第11条関係）

年 月 日

年度鳥取市子育て短期支援専任人員配置事業計画（報告）書

1 実施施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 設置主体及び運営主体

(3) 入所（利用）定員

①子育て短期支援事業 人

②子育て短期支援親子入所事業 人

2 事業計画の概要

配置計画期間 年 月 日～ 年 月 日

| 配置する専従職員の職名等 | 専従職員として配置する期間 |
|--------------|---------------|
| | 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 年 月 日～ 年 月 日 |

※職員1名ごとに記載し、配置計画期間を通じて1名以上配置すること。

3 事業費内訳

(単位：円)

| | |
|---------|--|
| 専従職員人件費 | |
| その他の費用 | |
| 合計 | |

4 消費税の取扱い

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者) ※いずれかに○を付すこと。

5 添付書類

(1) 子育て支援事業等の実施組織図

(2) 採用が確認できる資料（採用予定の場合は採用後）

(3) 専従職員であることがわかる資料

(4) 事業費が確認できる書類

様式第2号（第6条、第11条関係）

年 月 日

年度鳥取市子育て短期支援専任人員配置事業 収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

| 区 分 | 本年度予算額 （本年度決算額） | 前年度予算額 （本年度予算額） | 増減 | 備考 |
|---------------------------|--------------------|--------------------|----|----|
| 鳥取市子育て短期支援専 任人員配置事業補助金 | | | | |
| 事業者負担額 | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | | | | |

支出の部

（単位：円）

| 区 分 | 本年度予算額 （本年度決算額） | 前年度予算額 （本年度予算額） | 増減 | 備考 |
|---|--------------------|--------------------|----|----|
| 専従職員俸給（基本給、賞 与） | | | | |
| 専従職員諸手当（扶養手 当、住居手当、通勤手当、 超過勤務手当等） | | | | |
| 臨時に雇用する専従職員の 賃金 | | | | |
| 専従職員社会保険料（健康 保険料、厚生年金保険料、 労働保険料） | | | | |
| その他職員配置に要する費 用（ ） | | | | |
| その他職員配置に要する費 用（ ） | | | | |
| 合 計 | | | | |

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

年度鳥取市子育て短期支援専任人員配置事業仕入控除税額確定報告書

鳥取市長 様

職 氏 名

年 月 日付第 号で交付の決定（又は変更決定）された補助金について、
鳥取市子育て短期支援専任人員配置事業補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

| | | | |
|---|------------------------|---|---|
| 1 | 交付金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |